

KKR
こ こ ろ

年金だより

令和3年12月発行

No.133

国家公務員共済組合連合会

主
な
記
事

令和3年分「公的年金等の源泉徴収票」の送付について.....	2頁
「源泉徴収票」に関するよくある質問	3頁
「源泉徴収票」等の再発行は「自動音声受付サービス」をご利用ください	4頁
「KKRねんきん案内」について	
厚生年金制度の改正について	5頁
全国年金相談会およびリモート年金相談会のご案内	6頁
こんなときには届出をお願いします.....	7頁
読者のひろば原稿・表紙写真の募集	
2022年 KKR年金カレンダー	8頁



「冬ぼたん」 愛知県名古屋市

(愛知県) 鈴木 良彦 さん

令和3年分

「公的年金等の源泉徴収票」の送付について

※遺族や障害の年金を受給されている方は非課税のためお送りしていません

■退職共済年金や老齢厚生年金等を受給されている方へ

令和3年中に当会年金部がお支払いした年金の「支払金額」や「源泉徴収税額」を記載した「令和3年分 公的年金等の源泉徴収票」（以下「源泉徴収票」といいます。）を、**令和4年1月11日(火)から18日(火)にかけて圧着式の「はがき」で順次発送します。**

※源泉徴収票がお手元に届くまで10日程度お待ちください。

この源泉徴収票は、年金の支払金額(源泉徴収税額を含みます。)の証明書類として必要となる場合などがありますので、大切に保管してください。

源泉徴収票が届く方

退職共済年金、老齢厚生年金、退職年金など、「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受給されている方

令和3年分 公的年金等の源泉徴収票

(受給者番号)は基礎年金番号を表示しています。

支払を受ける者	住所 又は 居所	102-8082 東京都千代田区 〇〇〇 〇-〇	(受給者番号) 1234*****									
	フリガナ 氏名	ネンキン タロウ 年金 太郎	生年月日	明治 大正 (昭和) 平成 令和 23 年 12 月 5 日								
区 分		支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額									
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		千円	円	千円	円							
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		1 8 8 6 千円	7 5 7 円	2 2 千円	8 0 6 円							
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		千円	円	千円	円							
所得税法第203条の3第7号適用分		千円	円	千円	円							
本人	源泉控除対象配偶者の有無	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数	源泉徴収税額	社会保険料の額							
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	有	無	特定	老人	その他	特別障害者	その他	非居住者である親族の数	
源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族		16歳未満の扶養親族								
フリガナ 氏名	ネンキン ハナコ	フリガナ 氏名		フリガナ 氏名								
(摘要)												
支 払 者	法人番号	2010005002559										
	所在地	〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎										
	名称	国家公務員共済組合連合会 印										

●源泉徴収票の区分について

所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	64歳までの特別支給の退職共済年金、昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金等を受給されている方
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	65歳からの退職共済年金を受給されている方
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	退職年金(退職等年金給付)、経過の職域加算額(退職共済年金)、老齢厚生年金を受給されている方
所得税法第203条の3第7号適用分	上記第1号～第6号に該当しない方

<年金から「個人住民税」が特別徴収されている方へ>

個人住民税は、介護保険料などの社会保険料と異なり、所得税の控除対象とならないため、源泉徴収票に記載していません。

「源泉徴収票」に関するよくある質問

質問

1

源泉徴収票に記載された支払金額はいつからいつまでに支払われたもので
すか。

答え

令和3年2月の定期支給期分から令和3年12月の定期支給期分までの支払金額と
なります。また、令和3年の途中から年金の支給が開始となった方は、その開始となっ
た月から令和3年12月の定期支給期分までの支払金額となります。

質問

2

源泉徴収票を紛失してしまいました。再発行してもらえますか。

答え

令和3年分の源泉徴収票については、「自動音声受付サービス」において再発行する
ことができます。

(「自動音声受付サービス」専用電話 **03-5212-2243** ご利用は、4頁をご覧ください。)

また、KKRホームページから印刷した源泉徴収票交付(再交付)申請書の郵送での受
付も**令和4年1月21日(金)**から可能ですのでご利用ください。

なお、過去5年分の源泉徴収票についても再発行することができます。この場合は、
「KKR年金相談ダイヤル」への電話や源泉徴収票交付(再交付)申請書でご依頼ください。
※当会年金部に登録されているご本人様以外の住所に送付することはできません。

質問

3

「社会保険料の額」欄の社会保険料とは具体的にどのようなものですか。

答え

住所地の市区町村からの徴収依頼に基づき年金から控除された「介護保険料」、「後
期高齢者医療保険料」および「国民健康保険料」の年間徴収額です。

質問

4

令和3年の10月に提出した「扶養親族等申告書」と扶養親族の人数などの
申告内容が異なっているのはどうしてですか。

答え

令和3年分「公的年金等の源泉徴収票」は、令和2年10月にご提出された「扶養親
族等申告書」の申告内容に基づき作成しています。

※源泉徴収票の発送後は、電話が大変混み合います。KKRホームページの「よくある質問Q&A」に
源泉徴収票についてのQ&Aを掲載していますので、あわせてご覧ください。

確定申告について

■ 確定申告手続きの簡素化について

令和3年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉
徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額(注)が20万円以下である
ときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

(注) 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得、譲渡所得、一時所得および公的年金等に係る雑所得以外の
雑所得の金額の合計額をいいます。

■ 還付申告により所得税が還付される場合について

確定申告の必要がない場合でも、年金から所得税が徴収されている次のような方は、確定申告(還付
申告)により所得税が還付される場合があります。

- 医療費控除、生命保険料控除、雑損控除などの所得控除や、住宅借入金等特別控除を受けられる方
- 社会保険料の額(介護保険料など)を普通徴収により個人で納付された方

<国税庁からのお願い>

確定申告(還付申告)をされる場合は、ご自宅のパソコンから「確定申告書等作成コーナー」を是非
ご利用ください。なお、お分かりにならない点がありましたら最寄りの税務署(電話番号は国税庁
ホームページを参照)にお問合せください。

「源泉徴収票」等の再発行は 「自動音声受付サービス」をご利用ください

「源泉徴収票」等の再発行は、**24時間受付(土、日曜日・祝日も受付可能)の専用電話**による『自動音声受付サービス』をご利用ください。

自動音声受付サービス専用電話 **03-5212-2243**

(再)発行受付が
できる通知書等

1
年金額改定
通知書

2
年金支払
通知書

3
扶養親族等
申告書

4
源泉徴収票
(注)

～ ご利用方法 ～

- ① 年金証書記号番号 A - □□ - □□ - □□□□□□□ - □ が分かる書類をご用意ください。
- ② **03-5212-2243** (専用電話)へおかけください。
- ③ 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。
- ④ 「○○の発行を受け付けました。ご利用ありがとうございました。」のメッセージで受付終了です。

(注)令和3年分「公的年金等の源泉徴収票」の再発行は、**令和4年1月21日(金)**から受付を行います。

- ・再発行する通知書等につきましては、**当会年金部に登録されている住所**にお送りします。
- ・再発行までには1週間程度かかりますので、ご了承ください。
- ・固定電話のほか、スマートフォン・携帯電話からもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線によりご利用できない場合があります。

「KKRねんきん案内」について

2022年版の「KKRねんきん案内」を同封しました。

「KKRねんきん案内」には、年金に関する情報やKKRの宿泊施設リストなどを掲載しています。

また、KKRの宿泊施設のフロントに提示していただきますと組合員料金でご利用いただけますので、ぜひご活用ください。



※ 同封の介護案内等に記載されている電話番号では、年金に関するご相談やお問合せはお受けできません。

厚生年金制度の改正について

令和4年度に厚生年金制度が改正されます。改正に伴う主な変更内容は次のとおりです。

令和4年4月～

繰下げ受給の上限年齢の引上げおよび繰上げ受給の減額率の変更

- 年金を繰下げ受給する場合の上限年齢が、現行の70歳から75歳に引き上げられます(昭和27年4月2日以後に生まれた方が対象です)。
- 年金を繰上げ受給する場合の減額率が、現行の1月につき0.5%から0.4%に変更されます(昭和37年4月2日以後に生まれた方が対象です)。

加給年金額の支給停止条件の変更

- 現在、加給年金額の対象である配偶者が被保険者期間240月以上の老齢厚生年金等を受ける場合、配偶者の年金が全額支給停止中は加給年金額が支給されていますが、変更後は全額支給停止であっても加給年金額が支給されなくなります。

65歳未満の方の老齢厚生年金にかかる支給停止の見直し

- 現在、65歳未満の方の老齢厚生年金については、賃金と年金の合計額が、月28万円を超えると年金の支給額が減額されていましたが、改正後は4月分(6月定期支給期月)からこの基準額が65歳以上の方と同様に月47万円に緩和されます。

なお、在職支給停止の基準額となる月47万円は、賃金や物価の変動に応じて改定されることがあります。



令和4年10月～

65歳以上の方の老齢厚生年金にかかる「在職定時改定」の導入

- 現在、65歳以上の方で厚生年金に加入している場合、退職等により厚生年金被保険者の資格を喪失するまでは年金額の改定は行われませんでした。改正後は年に1回(10月分(12月定期支給期月)から)保険料を反映して年金額が改定(増額)されます。



年金担保融資(※)の新規の申込受付は、令和4年3月で終了しますのでご注意ください。

(※)年金を受ける権利(受給権)は、担保としたり、他人に譲り渡したりすることは法律で禁止されていますが、例外として年金を受ける権利を担保として融資を受けることができます。

詳細については、最寄りの「独立行政法人福祉医療機構代理店」と表示のある金融機関、または日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)にお尋ねください。

全国年金相談会およびリモート年金相談会のご案内

KKRでは、毎年全国で年金相談会を開催しています。

ご相談内容の例



年金の請求手続きはどうすればいいの？

年金受給に必要な資格期間や年金の見込額は？

働いた場合や失業給付を受けた場合、年金はどうなるの？



その他年金に関することは、ご予約のうえお気軽にご相談ください。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症拡大状況や参加予約人数の状況等によっては、止むを得ず開催地における年金相談会を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

最新の情報は、KKRホームページ等をご覧ください。



KKR 年金相談会

検索

全国年金相談会およびリモート年金相談会へのご参加は、事前の予約が必要です。

※ご予約は、開催日の1週間前まで承りますが、定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。ご予約をされた方には、開催日の2~3日前までに、予約内容を記載した書面をお送りいたします。

●電話でのご予約

予約受付専用電話 **03-3265-9708**

受付時間 9:30~17:30 (土日祝日、年末年始を除く)

※この電話番号では、年金相談会ご予約以外のご照会は、お受けできません。

●文書でのご予約

KKRホームページ内の「全国年金相談会予約受付票」を印刷し、必要事項を記入の上、ご郵送ください。

■全国年金相談会開催日程

令和4年1月~3月

開催地	開催日	開催会場
山口市	1月13日(木)	KKR山口あさくら
広島市	1月14日(金)	広島ガーデンパレス
岡山市	1月20日(木)	サン・ビーチOKAYAMA
神戸市	1月21日(金)	ホテル北野プラザ六甲荘
横浜市	1月28日(金)	KKRポートヒル横浜
福岡市	1月28日(金)	KKRホテル博多
鹿児島市	2月3日(木)	アートホテル鹿児島
熊本市	2月4日(金)	KKRホテル熊本
松山市	2月10日(木)	KKR道後ゆづき
大阪市	2月17日(木)	KKRホテル大阪
名古屋市	2月18日(金)	KKRホテル名古屋
徳島市	2月25日(金)	ホテル千秋閣
福島市	3月3日(木)	ザ・セレクトン福島
宇都宮市	3月4日(金)	ホテルマイステイズ宇都宮
宮崎市	3月4日(金)	ニューウェルシティ宮崎
大分市	3月11日(金)	ホテル日航大分オアシスタワー
千葉市	3月18日(金)	ホテルプラザ菜の花

※2月3日(木)鹿児島市開催分につきましては、都合により会場が上記のとおり変更になりましたので、あらかじめご了承ください。

令和4年4月~6月

開催地	開催日	開催会場
津市	4月7日(木)	ホテルグリーンパーク津
名古屋市	4月8日(金)	KKRホテル名古屋
大阪市	4月14日(木)	KKRホテル大阪
京都市	4月15日(金)	KKR京都くに荘
さいたま市	4月22日(金)	ホテルプリランテ武蔵野
つくば市	5月20日(金)	ホテル日航つくば
仙台市	5月27日(金)	仙台ガーデンパレス
札幌市	6月3日(金)	ホテルポールスター札幌
富山市	6月16日(木)	パレプラン高志会館
長野市	6月17日(金)	ホテル信濃路
福岡市	6月23日(木)	KKRホテル博多
広島市	6月24日(金)	広島ガーデンパレス

新型コロナウイルス感染症防止対策 (お願い)

○発熱や風邪の症状が見られる方や体調のすぐれない方の参加は、ご遠慮願います。○相談会場では、マスクの着用をお願いいたします。○相談会場ご来訪時に、検温を実施させていただきます。○当会相談員は、マスクを着用して対応させていただきます。

■リモート年金相談会日程

令和4年1月~3月

開催地	開催日	開催会場
福岡市	2月22日(火)	KKRホテル博多

○リモート年金相談会では、モニター画面に映る相談員が年金相談にお答えいたします。

○KKRホテルの職員がご案内いたしますので、安心してご相談いただけます。

令和4年4月~6月

開催地	開催日	開催会場
熊本市	4月27日(水)	KKRホテル熊本
福岡市	4月28日(木)	KKRホテル博多
大阪市	6月9日(木)	KKRホテル大阪
名古屋市	6月10日(金)	KKRホテル名古屋

当会年金部では、相談窓口を常設しています(予約不要)。

■年金相談室

東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎内2階 (相談受付: 9:00~17:30 (土日祝日・年末年始を除く))

こんなときには届出をお願いします



年金を受給されている方が下記の事由に該当したときには、当会年金部へ届出が必要です。

届出が必要なときの例	対象となる年金の種類
年金の受取口座を変更するとき	全ての年金
年金を受けている方が氏名を変更したとき	
加給年金額の対象となっている配偶者が年金を受けることとなったとき	老齢・退職・障害
加給年金額の対象となっている配偶者と離婚したときや加給年金額の対象となっている配偶者が亡くなったときなど	
国家公務員または地方公務員として再就職したとき	
特別支給(65歳未満)の老齢厚生年金を受けている方が、ハローワークで求職の申込みをしたとき または、高齢雇用継続給付を受けることとなったとき	老齢・退職
国会議員や地方議会の議員になったとき または、議員を辞めたとき	遺族
遺族年金を受けている方が婚姻(事実上の婚姻関係にある方を含む)したとき または、直系血族および直系姻族以外の養子となったとき	
年金を受けている方が行方不明になったとき	全ての年金
書類の送付先を住民票上の住所とは異なる住所に希望するとき	

◎ **KKR**ホームページの「届書ダウンロード」から印刷することができます。

ホーム ▶ 年金 ▶ 届書ダウンロード ▶ 年金を受給されている方



● 年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。

<「読者のひろば」係より>



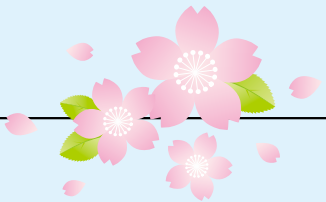


「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。
今号については、紙面の都合により掲載することができませんでした。あしからずご了承ください。
引き続き原稿をお待ちしております。「私の生きがい」・「私の趣味」・「最近の出来事」など題名は自由です。
ご投稿原稿は、原稿用紙に200字以上600字以内で、題名および年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、当会年金部 年金だより担当「読者のひろば」係までお送りください。
掲載時、匿名・イニシャル等を希望される場合は、その旨を書き添えてください。
なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますことをあらかじめご了承ください。

<表紙「写真」の募集>

令和4年5月号(No.134)の本誌の表紙写真を募集します。季節にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご応募ください。
写真は、Lまたは2Lサイズのプリント(横写真のみ)で、撮影日時および場所、題名、年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、当会年金部 年金だより担当までお送りください。
なお、写真の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますことをあらかじめご了承ください。
応募の締切は令和4年2月28日です。

2022年KKR年金カレンダー



定期支給日	時期	発送などの予定
	1月	中旬 『令和3年分 公的年金等の源泉徴収票』 (圧着式はがき) 発送予定
15日 定期支給期 (12月・1月分)	2月	2月中旬 3月中旬 令和3年分 所得税の確定申告
	3月	
15日 定期支給期 (2月・3月分)	4月	
	5月	
15日 定期支給期 (4月・5月分)	6月	中旬 『年金支払通知書』(※) 発送予定
15日 定期支給期 (6月・7月分)	8月	
14日 定期支給期 (8月・9月分)	10月	
15日 定期支給期 (10月・11月分)	12月	中旬 『KKR年金だよりNo.136』 発送予定

事情により日程等を変更することがあります。

(※) 『年金支払通知書』は毎年、6月定期支給分以降の支給額等をお知らせします。
なお、支給額等に変更がある場合は、その都度変更内容をお知らせします。

年金の受取金融機関を変更される方へ

- 年金の「受取機関変更届」は、毎支給月の前月(奇数月)の10日までに当会年金部に届くように投函してください。
- 書類に不備があると、新しい口座への送金が間に合わない場合がございますので、お早めにお届けください。
- 変更前の口座を解約される場合は、変更後の口座に年金が入金されたことを確認された後に行ってください。
- 届出用紙が必要な方は、当会年金部へご依頼いただくか、もしくはKKRホームページの「届書ダウンロード」から印刷してご利用ください。

KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問合せ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

「KKR年金相談ダイヤル」(年金に関するご相談・お問合せ専用)

0570-080-556 (ナビダイヤル)

0570 におかけにできない場合(050 で始まるお電話からの発信など)等

03-3265-8155 (一般電話)

○年金を受けている方がお亡くなりになったときは、

0570-055-030 (ナビダイヤル)

0570 におかけにできない場合(050 で始まるお電話からの発信など)等

03-3265-8401 (一般電話)

受付時間：月～金曜日 9時00分～17時30分(土日祝日、年末年始はご利用できません)

- 休日明けの午前中や年金の定期支給日の前後一週間程度などは、電話が大変混み合います。週の後半や夕方(16:00～17:00)などは比較的つながりやすくなっておりますので、曜日や時間帯をずらしておかけいただきますようお願いいたします。
- 電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。
- ご相談等の内容は、電話対応の品質向上のため録音させていただきますので、ご了承ください。

◆お問合せの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。

KKR ホームページアドレス <https://www.kkr.or.jp/nenkin/> kkr年金 検索